

議案第106号

甲賀広域行政組合同規約の一部変更に関する協議につき議決を求めることについて  
上記の議案を提出する。

令和4年11月29日

甲賀市長 岩 永 裕 貴

甲賀広域行政組合同規約の一部変更に関する協議につき議決を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、甲賀広域行政組合同規約の一部を別紙のとおり変更することを協議することについて、同法第290条の規定に基づき、議会の議決を求める。

甲賀広域行政組合同規約の一部を改正する規約

甲賀広域行政組合同規約（平成16年滋賀県指令合支第10号）の一部を次のように改正する。

第3条中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

（3） 滋賀県消防協会甲賀広域支部に関する事務

第4条中「甲賀市水口町水口6218番地」を「甲賀市水口町水口6677番地」に改める。

附 則

この規約は、令和5年4月1日から施行する。

甲賀広域行政組合同規約新旧対照表

改正案	現行
<p>(組合の共同処理する事務)</p> <p>第3条 組合は、次に掲げる事務を共同処理する。</p> <p>(1) 及び(2) (略)</p> <p><u>(3) 滋賀県消防協会甲賀広域支部に関する事務</u></p> <p><u>(4) (略)</u></p> <p>(組合の事務所の位置)</p> <p>第4条 組合の事務所は、<u>甲賀市水口町水口6677番地</u>に置く。</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規約は、令和5年4月1日から施行する。</u></p>	<p>(組合の共同処理する事務)</p> <p>第3条 組合は、次に掲げる事務を共同処理する。</p> <p>(1) 及び(2) (略)</p> <p><u>(3) (略)</u></p> <p>(組合の事務所の位置)</p> <p>第4条 組合の事務所は、<u>甲賀市水口町水口6218番地</u>に置く。</p>